

京都市消防局訓令甲第6号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

第13条第1項中「, 多重情報処理車」を削る。

別表第2北消防署の項中

北第3消防隊	ポンプ車	を
北第3消防隊	小型水槽車	に改め, 同表上京消防署の項中
上京第3消防隊	ポンプ車	を
上京第3消防隊	小型水槽車	に改め, 同表左京消防署の項中
左京第3消防隊	ポンプ車	を
左京第3消防隊	小型水槽車	に, 「, ポンプ車」を「, 小型水槽

車」に改め, 同表中京消防署の項中

中京第4消防隊	ポンプ車	を
中京第4消防隊	小型水槽車	に改め, 同表山科消防署の項中

「小型はしご車」を「化学車」に改め, 「, 化学車」を削り, 同表南消防署の項中「水槽車」の右に「, 大型水槽車」を加え, 同表醍醐消防分署の項中「小型はしご車」を「屈折はしご車」に改め, 同表局の項中「, 多重情報処理車」を削る。

別表第4非常召集の項中「災害の状況に対応するため」を「警防態勢の変更に伴い」に改め, 「非常召集の発令時に」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)